

特定非営利活動法人 Rider's Save Net 会員規約

第1条 会員種別の詳細

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人で、表決権をもつ会員
- (2) 賛助会員
この法人の目的を賛助するために入会した個人及び法人で、表決権をもたない会員
- (3) 家族会員
正会員及び賛助会員それぞれの配偶者及び三親等以内の親族（同居・別居を問わず）
- (4) 法人入会の会員適用範囲
正会員及び賛助会員それぞれの法人に属する社員及びその家族
- (5) 協賛会員
この法人が実施する事業単位で協賛する団体及び個人

第2条 表決権（正会員のみ）

- (1) 個人入会 1票
- (2) 家族会員 1名につき1票
例1) 本人と家族1名、計2名で2票
例2) 本人と家族2名、計3名で3票
- (3) 法人入会 1法人につき1票

第3条 会費

- (1) 個人で正会員及び賛助会員となる場合
月会費 1,000円／年間 12,000円
- (2) 正会員及び賛助会員で家族会員となる場合
家族1名につき、月会費 500円／年間 6,000円
例) 本人と家族1名、計2名で、月会費 1,500円／年間 18,000円
本人と家族2名、計3名で、月会費 2,000円／年間 24,000円
- (3) 法人で正会員及び賛助会員となる場合
年会費 25,000円

第4条 会費納入方法等

- (1) 納入方法
口座振替
- (2) 支払方法
ア 個人会員及び家族会員
年払い又は月払い
イ 法人会員
年払いのみ
- (3) 振替手数料
ア 年払い
当法人が負担します。
イ 月払い
1か月分は当法人が負担しますが、残り11か月分を負担していただきます。
料金は11か月分の合計が1,800円となるため、12か月で割ると、月額150円の負担となります。
したがって、会費と振替手数料を合わせた支払月額は、次のとおりです。

- 例1) 本人と家族1名、計2名がそれぞれ月払いの場合
本人 月会費 1,000円＋振替手数料 150円 合計 1,150円/月 13,800円/年
家族 月会費 500円＋振替手数料 150円 合計 650円/月 7,800円/年
- 例2) 本人と家族1名、計2名のうち、本人が月払い、家族が年払いの場合
本人 月会費 1,000円＋振替手数料 150円 合計 1,150円/月 13,800円/年
家族 月会費 500円＋振替手数料 0円 合計 6,000円/年

第5条 傷害保険及びロードサービス

会員は任意で、傷害保険並びにロードサービスに加入することができます。

詳細については、ホームページで御確認いただくか、不明な点は事務局にお訊ねください。

第6条 入会日等

(1) 入会日

毎月1日から末日までの入会申し込み（口座振替依頼書が到着した日）で、翌々月の1日を入会日とします。

例) 2月20日に口座振替依頼書が到着→4月1日を入会日とします。

なお、申し込みから入会までにタイムラグがあるため、イベント参加等の会員適用日は、口座振替依頼書等、必要書類が到着した日からとします。

(2) 入会期間

入会日から、12か月後の月末日までとします。

例1) 4月1日が入会日→翌年3月31日までが入会期間

例2) 9月1日が入会日→翌年8月31日までが入会期間

例3) 10月20日が入会日→翌年9月30日までが入会期間

なお、退会手続きを行わない場合は、自動的に次年度へ更新するものとします。

(3) 退会について

毎月15日までに申し出があれば、その月末をもって退会とし、事務局において傷害保険の解約及びロードサービスの退会等、必要な手続きを行います。

なお、その場合、その月の会費は返還しないものとします。

第7条 禁止事項

会員に提供される会員情報その他を、本会の許可なく第三者（他人または他の団体）に譲渡または配布・閲覧することを禁じます。

また、営利目的で、会の名称および情報を使用することも禁じます。

第8条 退会処分

会員が以下の何れかの項目に該当する場合、当法人は会員に事前通知または催告することなく、即時退会処分とすることができるものとします。

(1) 入会時に虚偽の申告をした場合

(2) 本規約また会則のいずれかに違反した場合

(3) その他、本会に著しく不利益をもたらすような行為をした場合

（悪質と認められる会員の場合、個人名または企業、団体名を公表する場合があります）

第9条 変更の届出

会員は住所や氏名、電子メールアドレス等、当法人への届出内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行うものとします。

第10条 規約の変更

本規約の変更にあつては、理事会の議決によって行います。